



## 津波による被害の防止

## 防災課

東日本大震災をはじめ、我が国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による津波被害の発生が懸念されています。

消防庁では、令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、津波からの避難指示の発令基準等を含む「避難情報に関するガイドライン」に基づき、地方公共団体に対し、

- ・津波による被害を軽減するための指定緊急避難場所、津波避難タワー等の整備を適切に行うこと
- ・津波発生時の避難は原則徒歩によるが、自動車により避難せざるを得ない場合が想定される場合には、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を検討すること
- ・津波警報、津波注意報等の住民への適切な伝達手段を確保すること
- ・津波警報、津波注意報等が発表された場合には、基本的には避難指示のみを発令するなど、避難指示の発令基準を適切に設定すること
- ・具体的かつ実践的な津波避難訓練を行うよう努めること

を要請しています。

また、本年1月のトンガ諸島の火山噴火に伴う津波警報等の発表を踏まえ、地方公共団体に対し、

- ・遠地地震による津波については、必要に応じて津波警報などの発表前であっても防災体制の確保や、避難準備を呼びかけるための高齢者等避難の発令を検討すること
- ・海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上で潮位変化が観測された場合も、遠地地震による津波の場合と同様の対応をとること

を要請しています。

津波による被害を防ぐため、強い揺れや、弱くても長い揺れがあった場合には、直ちに、津波災害に対応した指定緊急避難場所や高台などの安全な場所へ避難する必要があります。

このため、いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民がそれぞれの津波避難の方法等を検討しておくことが重要です。

実際に避難行動をとる住民の皆様一人ひとりが、「自分

の命は自分で守る」といった自覚を持ち、日頃から津波避難訓練等に参加いただくようお願いします。

### 津波による災害の防止

地震が発生した時は「直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所へ避難する」ことが重要です。

→「自分の命は自分で守る」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。

※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に到達する可能性があります。



「揺れたら逃げる」



「警報を聞いたなら逃げる」

### 津波避難誘導標識システムによる記載例

津波注意標識



津波避難情報標識



津波避難場所誘導標識



### 問合わせ先

消防庁 防災課  
TEL: 03-5253-7525